



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 杉山尚志
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 三須貴夫
(電話 045-473-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日に開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本件は、監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、筆頭株主（平成 24 年 5 月 14 日現在）である株式会社ソリトンシステムズより監査役 1 名の推薦を受け、前述の当社定時株主総会で当該監査役 1 名の選任について付議することを本日開催の当社取締役会において決議させて頂いております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------------------|--|
| (新設) | (監査役の責任免除) |
| | 第 37 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> |
| | 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| 第 37 条 ～ 第 42 条 (条文省略) | 第 38 条 ～ 第 43 条 (現行どおり) |

3. 今後の日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 24 年 6 月 26 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 24 年 6 月 26 日 |

問合せ先)

電話) 045-473-7331 管理部 三須、齊藤 電子メール) ir@realvision.co.jp

注) 本文中の各企業名、製品名等は、それぞれの所有者の商標あるいは登録商標です。

以 上